
令和5年第12回 築上町農業委員会定例総会 議事録

1. 開催日時 令和5年12月7日(木) 午前10時00分～
2. 開催場所 築上町役場 本庁 3-1・3-2会議室
3. 出席委員 12(名)

出欠	役職	議席	氏名
出席	会長	14番	蛭崎 正徳
出席	副会長	13番	吉田 俊明
出席	委員	1番	前田 好嗣
欠席	委員	2番	出口 貞味
出席	委員	3番	蛭崎 幸生
出席	委員	4番	椎葉 千亜紀
出席	委員	5番	西田 浩二
欠席	委員	6番	宮野 葵
出席	委員	7番	横山 員伸
出席	委員	8番	浅野 正博
出席	委員	9番	小野 俊明
出席	委員	10番	繁永 大輔
出席	委員	11番	築別 修一
出席	委員	12番	平野 力範

4. 事務局
局長 山本 健太郎
係長 瀬戸 美里
門田 純二

5. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名について
- 第2 議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第3 議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第4 議案第39号 令和5年度農用地利用集積計画書（案）について
- 第5 議案第40号 農業振興地域整備計画の一部変更について
- 第6 議案第41号 農業委員の辞任申し入れについて
- 第7 報告事項
- 第8 その他

6. 会議の概要

会議の概要については次のとおり。

令和5年 第12回 築上町農業委員会定例総会 会議の概要

議長（蛭崎会長） ただいまの出席委員数は、13名です。定足数に達しています。ただいまから令和5年第12回築上町農業委員会定例総会を開会いたします。

日程第1、会議録署名委員の指名について

議長（蛭崎会長） 会議録署名委員は、築上町農業委員会総会会議規則第20条第2項の規定により、4番：椎葉委員さん、5番：西田委員さんを指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第2、議案第37号

議長（蛭崎会長） 日程第2、議案第37号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局に議案の朗読をお願いします。

事務局 【 議案一括朗読 】

議長（蛭崎会長） 議案の朗読が終わりました。
議案第37号の1、申請人：〇〇さんの件につきまして、築別委員さんから説明をお願いします。

11番（築別委員） この案件につきまして京築アグリライン小山田交差点から南に300mほど行った所にある農地です。今回、申請者である、〇〇在住の〇〇さんが、現所有者の〇〇在住の〇〇さんからの要望で売買により取得し、経営規模拡大するものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないことから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの1番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。

議案第37号の1については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。
日程第2、議案第37号の1、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。
続きまして議案第37号の2、申請人：〇〇さんの件につきまして、蛭崎委員さんから説明をお願いします。

3番（蛭崎委員） この案件につきまして東九州自動車道椎田インターから北西に400mほど行った所にある農地です。今回、申請者である、〇〇在住の〇〇さんが、現所有者の〇〇在住の〇〇さんからの要望で売買により取得し、経営規模拡大するものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないことから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの2番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第37号の2については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。
日程第2、議案第37号の2、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。
続きまして議案第37号の3、申請人：〇〇さんの件につきまして、事務局から説明をお願いします。

事務局 この案件につきまして赤幡八幡神社周辺農地計7筆です。今回、申請者である、〇〇在住の〇〇さんが、現所有者の〇〇在住の〇〇さんからの要望で贈与により取得し、経営規模拡大するものです。なお、譲受人〇〇さんは来年築上町赤幡に転入予定です。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないことから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの3番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第37号の3については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。
日程第2、議案第37号の3、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。
続きまして議案第37号の4、申請人：〇〇さんの件につきまして、吉田委員さんから説明をお願いします。

13番（吉田委員） この案件につきまして JA 築城ガソリンスタンドから北東に200mほど行った所にある農地です。今回、申請者である、〇〇在住の〇〇さんが、現所有者の〇〇在住の〇〇さんからの要望で贈与により取得し、経営規模拡大するものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないことから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの4番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第37号の4については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。
日程第2、議案第37号の4、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。
続きまして議案第37号の5、申請人：〇〇さんの件につきまして、平野委員さんから説明をお願いします。

12番（平野委員） この案件につきまして水原越路集会所から北に50mほど行った所にある農地です。今回、申請者である、〇〇在住の〇〇さんが、現所有者の〇〇在住の〇〇さんからの要望で売買により取得し、経営規模拡大するものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないことから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの5番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第37号の5については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。
日程第2、議案第37号の5、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。
続きまして議案第37号の6、申請人：〇〇さんの件につきまして、事務局から説明をお願いします。

事務局 この案件につきまして国道10号線小原交差点から南に300mほど行った所にある農地です。今回、申請者である、〇〇在住の〇〇さんが、現所有者の〇〇在住の〇〇さんからの要望で贈与により取得し、経営規模拡大するものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないことから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの6番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第37号の6については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。
日程第2、議案第37号の6、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。
続きまして議案第37号の7、申請人：〇〇さんの件につきまして、事務局から説明をお願いします。

事務局 この案件につきまして赤幡第二公民館から南に300mほど行った所にある農地です。今回、申請者である、〇〇在住の〇〇さんが、現所有者の〇〇在住の〇〇さんからの要望で贈与により取得し、経営規模拡大するものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないことから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの7番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第37号の7については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。
日程第2、議案第37号の7、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。
続きまして議案第37号の8、申請人：〇〇さんの件につきまして、蛭崎委員さんから説明をお願いします。

3番（蛭崎委員） この案件につきまして東九州自動車道椎田インターから北西に500mほど行った所にある農地です。今回、申請者である、〇〇在住の〇〇さんが、現所有者の〇〇在住の〇〇さんからの要望で贈与により取得し、経営規模拡大するものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないことから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。

ただいまの8番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第37号の8については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。
日程第2、議案第37号の8、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。

日程第3、議案第38号

議長（蛭崎会長） 日程第3、議案第38号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局に議案の朗読をお願いします。

事務局 【 議案一括朗読 】

議長（蛭崎会長） 議案の朗読が終わりました。
議案第38号の1、申請人：〇〇さんの件につきまして、事務局から説明をお願いします。

事務局 この案件につきましては、デイリーヤマザキ築上安武店から東に200mほど行ったところにある農地です。申請地の農地区分は、他の農地区分に非該当で生産性が低いため第2種農地と判断します。今回、申請人の〇〇さんが〇〇在住の〇〇さんから土地を売買で取得し資材置場として利用するものです。事業の目的、面積、場所等妥当であります。農地法第5条許可に相当するものと思しますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの1番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第38号の1については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。

日程第3、議案第38号の1、農地法第5条の規定による許可申請は、許可相当として県知事に意見を進達いたします。

続きまして議案第38号の2、申請人：〇〇さんの件につきまして、吉田委員さんから説明をお願いします。

13番（吉田委員） この案件につきましては京築広域圏消防本部西部分署から南に50m程行った所で県道椎田勝山線を挟んで向かい側にある農地です。申請地農地区分はだいたい2種農地であり役場（支所）から500m以内の、代替地検討の必要がない農地と考えられます。今回、申請人の〇〇さんが所有者の〇〇さんから売買にて取得し資材置場にして〇〇さんが代表取締役を務める〇〇へ貸付けるものです。なお、申請地の隣接地は令和4年4月25日に資材置場として〇〇へ許可していますので敷地拡張となります。事業の目的、面積、場所等妥当であります。農地法第5条許可に相当するものと思しますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。

ただいまの2番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。

議案第38号の2については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。

日程第3、議案第38号の2、農地法第5条の規定による許可申請は、許可相当として県知事に意見を進達いたします。

日程第4、議案第39号

議長（蛭崎会長） 日程第4、議案第39号「令和5年度農地利用集積計画（案）について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

事務局 【 議案一括朗読 】

議長（蛭崎会長） 事務局の説明が終わりました。
これについて、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。

日程第5、議案第40号

議長（蛭崎会長） 日程第5、議案第40号「農業振興地域整備計画の一部変更について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

事務局 【 議案一括朗読 】

議長（蛭崎会長） 事務局の説明が終わりました。
これについて、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。

日程第6、議案第41号

議長（蛭崎会長） 日程第6、議案第41号「農業委員の辞任申し入れについて」を議題とします。事務局に説明を求めます。

事務局 【 議案一括朗読 】

議長（蛭崎会長） 事務局の説明が終わりました。
これについて、ご意見、ご質問はございませんか。
辞任については正当な理由、委員の過半数の賛成が必要となりますので、この後、決を採るということによろしいでしょうか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。
では、〇〇委員の辞任について賛成の方、挙手をお願いします。

（ 全員挙手 ）

全員賛成ですので、〇〇委員の辞任の申し入れについては農業委員会として同意いたします。なお、この結果は任命権者である町長へ進達いたします。

日程第7、報告事項

議長（蛭崎会長） 日程第4、「報告事項」を議題とします。事務局に議案の朗読を求めます。

事務局 【 報告事項一括朗読 】
農地法第18条第6項の規定による合意解約 1件
農業耕作者・管理者名義変更届出 21件

議長（蛭崎会長） ただいまの議案についてご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、異議なしと認めます。

議長（蛭崎会長） 以上をもちまして、令和5年第12回築上町農業委員会定例総会の議事はすべて終了しました。これにて閉会といたします。

令和5年 月 日

上記のとおり相違ありません。

署名委員
4番委員（椎葉 千亜紀 委員）：

署名委員
5番委員（西田 浩二 委員）：
